

# 西予市農業委員会 令和7年11月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月21日（金）午後3時56分

2. 開催場所 城川町高川地域づくり活動センター 2階ホール

3. 出席委員 33名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	中村 吉年	○		2番	和氣 公三	○		3番	宇都宮文隆	○	
4番	土居 賢一	○		5番	菊池 茂守	○		6番	大久保 卓		○
7番	大塚 好宏	○		8番	大塚 康倫	○		9番	小笠原 優	○	
10番	兵頭 曜彦	○		11番	高橋 真也	○		12番	河野 宗利	○	
13番	楠 義博		○	14番	重原あゆみ	○		15番	水口 宏文	○	
16番	岡山 圭太		○	17番	角藤 博文		○	18番	堀内 昭利	○	
19番	泉原 猛男	○		20番	西井 敏文	○		21番	和氣 右記	○	
22番	瀧野 清美	○		23番	芝 幹夫	○		24番	三瀬 清隆	○	
25番	水野 久利	○		26番	矢野 数也	○		27番	佐竹 誠二	○	
28番	藤本 敦	○		29番	岩本 哲也	○		30番	三好 輝夫	○	
31番	橋本 保徳	○		32番	鈴木久仁翁	○		33番	久重 儀之	○	
34番	石山 高男	○		35番	梅川 俊一	○		36番	宇都宮 聰	○	
37番	井上 明宏	○		38番	松本 修一		○				

4. 欠席委員 5名 6番 大久保 卓 13番 楠 義博 16番 岡山 圭太  
17番 角藤 博文 38番 松本 修一

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第37号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第38号 農地現況証明（農業用施設用地）について
- 日程第5 報告第39号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第40号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第7 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第50号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第10 議案第51号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近  
農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

## 7. 会議の概要

亀岡局長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 ただいまから令和7年11月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして中村会長があいさつを申し上げます。
中村会長	こんにちは。城川地区ではほとんど稲刈りが終わったみたいで、若干ユズが見える状態のようです。また、最近急にとても寒くなってきて、近年は夏からすぐ冬という気候になっております。収穫等で大変お忙しい中、今日はですね、このあと意見交換会ということで、市内順番に廻るようになっておりまして城川の委員さんにはご迷惑をかけるわけですが、またよろしくお願ひします。今月は報告事項が4件、議案4件となっております。スムーズな進行にご協力をよろしくお願ひします。
亀岡局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。
中村会長	それでは、ただいまから11月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中15名、農地利用最適化推進委員19名中18名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお、6番 大久保委員、13番 楠委員、16番 岡山委員、17番 角藤委員、38番 松本委員から欠席の旨、通告がありましたので報告します。
中村会長	次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
	(異議なし。との声)
中村会長	異議なしと認めます。
中村会長	それでは、10番 兵頭委員、26番 矢野委員のお二人にお願いします。
中村会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	(異議なし。との声)
中村会長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。
中村会長	次に、日程第3、報告第37号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第37号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が8件となっています。以上で「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第4、報告第38号「農地現況証明（農業用施設用地）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井上係長	<p>報告第 38 号「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、申請人、静岡県田方郡、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、10 番 兵頭委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 5、報告第 39 号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>報告第 39 号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、申請人、大阪府大阪市、●●●●ほか 1 名から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、5 番 菊池委員、10 番 兵頭委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 6、報告第 40 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第 40 号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定により、事業年度終了後、3箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならぬことになっています。今回、「農事組合法人●●●●」、「農事組合法人●●●●」、「株式会社●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 7、議案第 48 号については、14 番 重原委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたります。よって、14 番 重原委員退席後、整理番号 5 番から 7 番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 14 番 重原委員 退席 》</p>
中村会長	<p>それでは、日程第 7、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番から 7 番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 5、6 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 5 番から 7 番の申請は、貸人 ●●●● 外 2 名から、借人 ●●●● へ賃借権の設定を行うものであります。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 5 ページから 7 ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号5番から7番をお願いします。
24番三瀬委員	整理番号5番から7番までの3案件は、全て賃借権の設定で、受人の父親から受人への経営継承に伴う申請であり、申請内容が同じでありますので一括して24番三瀬が報告します。今案件は、先ほど述べましたとおり経営継承に伴う申請であり、渡人と更新手続きのかからない農地法第3条での申請となりました。受人は、地域営農において中心的な人物であり、現在も農地のすべてを効率的に耕作しており、取得後も引き続き利用していくことになります。また、3件の申請地を11月14日に農地として耕作されていることを申請人立ち合いの下、河野農業委員と現地確認しました。
中村会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら報告をお願いいたします。
	(補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので、質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番から7番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、日程第7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番から7番を原案のとおり許可することに決定しました。
	《14番重原委員着席》
中村会長	次に、日程第7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」5番から7番までを除く12件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の5ページから7ページをご覧ください。整理番号5番から7番を除く今月の農地法第3条の規定による許可申請は12件でございます。権利別では所有権移転の売買が10件、贈与が2件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから4ページ、8ページから15ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、整理番号1番の案件は、申請地の筆数が多いため、申請対象地を8ページに一覧で記載しております。また、整理番号15番は、今年の8月の定例総会であっせん委員の指

	名があった農地で、受け手が見つかったため所有権移転の3条申請がなされたものになります。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番、2番をお願いします。
28番藤本委員	整理番号1番の案件につきまして、28番 藤本が報告いたします。今回、父親から子への継承による申請で、所有している農地のほとんどを名義変更し、所有権を受人である子に移転するものであります。11月16日、中村農業委員と現地調査を行いました。申請地は現在、すべて自作園で農地として耕作されていることを確認しました。また、すべての許可要件を満たしております。周辺及び地域営農への影響はないと思います。
28番藤本委員	整理番号2番の案件につきまして、28番 藤本が報告いたします。譲渡人は県外在住であり、農地のすべてを整理したいことから申請地の所有権を移転したいとの希望があり、今回親族である受人が譲渡人の農地を取得するものであります。11月16日、中村農業委員と現地調査を行いました。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、現在耕作している農地を維持するため、意欲的に農業に取り組んでおり、許可要件をすべて満たしております。また、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	3番をお願いします。
23番芝委員	整理番号3番の案件につきまして、23番 芝が報告いたします。今回許可を受けようとする申請地は、受人の所有する農地に隣接しており、以前から耕作を請け負っている農地です。この度、渡人との合意により売買に至ったようです。受人は高齢ではありますが、申請地と隣接する自身の農地との間にあったコンクリート畦を取り除くなど、作業の負担・効率化を図っており、また許可要件などもすべて満たしております。11月17日に宇都宮農業委員と現地確認を行いました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	4番をお願いします。
24番三瀬委員	整理番号4番の案件について24番 三瀬が報告します。渡人は高齢であり、また後継者もなく、今回申請地の売却となりました。受人は、取得後に水稻栽培を行うことで、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ありません。また11月14日に現地で重原農業委員と申請地が農地であることを確認しました。
中村会長	8番、9番をお願いします。
31番橋本委員	整理番号8番の案件につきまして、31番 橋本が報告いたします。11月14日に大塚農業委員と現地確認を行いました。受人は新規に農業をするために農地を取得したいということです。申請地は裸地でいつでも作付けできる状態にあり、農地と確認しました。取得後においては、農地として利用すること、面積に合った機械、労働力、技術、通作距離からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。受人は営農計画書を作成しており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
31番橋本委員	整理番号9番の案件につきまして、31番 橋本が報告いたします。11月14日に大塚農

	業委員と現地確認を行いました。受人は主に林業を営んでいますが、農業部門の規模拡大のため農地を取得したいということです。申請地には桑が植栽されており、農地として耕作されていることを確認しました。取得後においては、継続して桑を栽培するとともに、その他すべての農地を利用すること、労働力、技術、通作距離からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	10番、11番をお願いします。
30番三好委員	整理番号10番の案件につきまして、30番三好が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいということあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
30番三好委員	整理番号11番の案件につきまして、30番三好が報告いたします。受人は経営規模を拡大するために取得したいということあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	12番をお願いします。
37番井上委員	整理番号12番の案件につきまして、37番井上が報告します。11月16日に和氣農業委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	13番をお願いします。
34番石山委員	整理番号13番の案件につきまして、34番石山が報告します。申請地は、譲受人が購入する宅地に隣接した畠であります。譲渡人が居住する松山市から月に一度、植栽された果樹類の管理をされるなど、申請地が農地であることを11月14日、水口農業委員と確認しております。
中村会長	14番、15番をお願いします。
20番西井委員	14番の案件につきまして20番西井が報告します。譲渡人から譲受人へ許可があり次第農地の引き継ぎを行う予定とのことです。現在、農地として利用されていました。11月14日に譲受人、堀内農業委員立ち合いの下、現地での確認を行いました。
20番西井委員	15番の案件につきまして20番西井が報告します。譲渡人は松山市在住です。譲受人は市内在住です。許可があり次第農地の引き継ぎを行う予定とのことです。11月14日に譲受人、堀内農業委員立ち合いの下、現地で確認を行いました。

中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。ただいまの地区担当推進委員からの報告に関して、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番から7番を除く12件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。よって日程第7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番から7番を除く12件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第8、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は3件で、権利別では所有権移転の売買が3件です。 はじめに整理番号1番ですが、転用場所は宇和町久枝の畠、合計面積1,472m<sup>2</sup>の5筆で、転用目的は駐車場及び産廃コンテナ置場です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりが無いため第2種農地と判断し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>続きまして整理番号2番ですが、転用場所は宇和町神領の田、合計面積3,400m<sup>2</sup>の2筆で、転用目的は就労継続支援事業所です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>続きまして整理番号3番ですが、転用場所は宇和町明石の畠、面積497m<sup>2</sup>の1筆で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>その他の要件につきましては、別添意見書16ページから18ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番、2番をお願いします。</p>

7 番大塚委員	整理番号 1 番を 7 番 大塚が報告します。11 月 17 日に宇都宮推進委員と現地確認を行いました。申請人は土木一式・解体工事を営んでおり、解体の依頼が増加していることから、産廃コンテナ置き場や従業員の駐車場が不足し不便をきたしております。敷地内を整理して土砂流出を防止するとのことで、周辺農地への支障はないものと思われます。
7 番大塚委員	整理番号 2 番を 7 番 大塚が報告します。譲受人は社会福祉施設を経営しており、利用者の増加により手狭になったため、新たに施設を整備、運営を計画しました。隣接農地の日照に影響がないと思われ、周辺農業に支障はないと思われます。11 月 17 日に宇都宮推進委員と現地を確認しました。
中村会長	3 番をお願いします。
8 番大塚委員	整理番号 3 番を 8 番 大塚が報告します。11 月 14 日に橋本推進委員と現地確認を行いました。譲受人は、現在借家住まいですでも成長し手狭となったため、個人住宅を建築されるものであります。隣接農地に排水が侵入しない配管や隣接農地への日照に配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への影響はないと思われます。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。
	(補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 8、議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、日程第 8、議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
中村会長	次に、議案第 50 号については、7 番 大塚委員、24 番 三瀬委員、36 番 宇都宮委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。
	《 7 番 大塚委員、24 番 三瀬委員、36 番 宇都宮委員 退席 》
中村会長	では、日程第 9、議案第 50 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と

	<p>いたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は、19件でございます。議案書の10ページから12ページをご覧ください。</p> <p>西予市長より令和7年11月10日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。中間管理機構への利用権の新規設定が19件です。利用権設定をする者が19名、設定を受ける者が11名、うち地域計画内の案件が12件でございます。利用権設定面積は54,906m<sup>2</sup>、筆数が58筆です。</p> <p>所有権の移転は4件で所有権の移転をする者は、野村町大野ヶ原、●●●●ほか2名、所有権の移転を受ける者は、松山市、えひめ農林漁業振興機構です。所有権移転の面積は併せて51,902m<sup>2</sup>、筆数は8筆、移転の時期は令和8年2月1日を予定しており、対価は上から●●●●円、●●●●円、●●●●円、●●●●円です。なお、えひめ農林漁業振興機構が農地を買い受けた後、備考欄に記載している地域の担い手へ売り渡す見込みです。以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第9、議案第50号「農用地利用集積等促進計画（案）について」利用権設定及び所有権移転を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第50号「農用地利用集積等促進計画（案）について」利用権設定及び所有権移転の23件は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。</p> <p>《7番 大塚委員、24番 三瀬委員、36番 宇都宮委員 着席》</p>
中村会長	<p>次に、日程第10、議案第51号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第51号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>整理番号113番、申請人、奈良県橿原市、●●●●、土地の表示、宇和町明間●●●●、面積781m<sup>2</sup>、申し出の理由は、遠隔地に居住しており耕作ができないとのことです。今回1件、1筆のあっせん申し出となっています。</p> <p>農地移動適正化あっせん基準第11条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から1名以上を指名することとなっていますので、整理番号113番は案としまして「30番三好委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員</p>

	<p>の指名について」の提案説明を終わります。</p> <p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑もないようですので質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号113番は「30番 三好委員」をあつせん委員として指名いたします。</p> <p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。 次回の定例総会は、12月23日火曜日、午後1時30分から市役所5階大会議室で行います。</p> <p>ご起立ください。礼。ご着席ください。</p>
亀岡局長	<p>午後4時35分閉会</p>